

(案)

マタニティマーク関連グッズの作成・贈与及び配布に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が静岡市民に配布するマタニティマーク入りストラップ等（以下「マタニティマーク関連グッズ」という。）の作成、贈与及び配布について、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（定義）

第2条 この協定においてマタニティマーク関連グッズとは、妊婦が交通機関等を利用する際に身につけることで、周囲が妊婦への配慮を示しやすくすることを目的として、甲が保健福祉センターにおいて母子健康手帳を交付する際などに併せて妊婦に対し配布するものをいう。

2 乙は、マタニティマーク関連グッズを作成し、これを甲に贈与するものとし、甲は、これを受領し、甲における母子健康手帳交付の際、乙が作成する広告物と併せて配布するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和8年3月31日までとする。

（マタニティマーク関連グッズの規格等）

第4条 マタニティマーク関連グッズの規格、数量、広告の仕様、納入方法及び納期は、別紙仕様書に定めるところによる。

（マタニティマーク関連グッズの瑕疵に対する責任）

第5条 乙は、マタニティマーク関連グッズに瑕疵があるときは、乙の負担によりこれを回収し、代替のマタニティマーク関連グッズを甲に提供するものとする。

（広告の掲載）

第6条 乙は、マタニティマーク関連グッズと併せて配布する広告物（以下「広告物」という。）に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、その広告を掲載することができる。

2 広告物に掲載することができる広告は、広告主が静岡市広告掲載基準（平成23年5月11日施行。以下「掲載基準」という。）第4に掲げる業種又は事業者に該当しないものであり、かつ、広告の内容が掲載基準別表第1に掲げる項目に該当しないものであって、あらかじめ静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会の審査を経

(案)

て甲が承認したものとする。

- 3 乙は、第1項の広告主の募集に当たり、広告主に対して甲が広告主を募集しているような誤解を与えてはならない。

(広告の内容についての責任)

第7条 乙又は広告主は、広告物に掲載された広告（以下この条及び次条において「広告」という。）に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 乙又は広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。

- 3 乙又は広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して甲において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 4 乙は、前3項に規定する広告主の責任及び次条に規定する広告物配布の使用の中止について、第6条第1項に規定する乙と広告主との間の広告の掲載に係る契約に定めなければならない。

(広告物配布の中止)

第8条 甲は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令（静岡市の条例、規則等を含む。以下同じ。）に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの協定に違反すると認めるときは、広告物の全部又は一部の配布を中止することができる。

- 2 前項の規定により広告物の配布が中止され、乙又は広告主に損害が生じても、甲は一切その責めを負わないものとする。

(通知、回収及び代替措置等)

第9条 乙は、乙又は広告主の営業停止、事件、事故等の問題が生じた場合は、速やかに甲に通知するとともに、当該広告主に係る広告物の回収に努め、代替措置等については別途協議するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 甲又は乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはな

(案)

らない。この協定が終了した後においても、同様とする。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この協定を解除することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 前号に定める場合のほか、乙がこの協定の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議してこの協定を解除することができる。

3 第1項の規定により、この協定が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

4 第1項の規定により、この協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は、一切その責めを負わない。

5 第1項の規定によりこの協定が解除された場合において、甲は、既納のマタニティマーク関連グッズを返還しないものとする。

(案)

(変更の報告等)

第13条 乙は、その名称、代表者、所在地等に変更があったときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(有効期間経過後の取扱い)

第14条 この協定の有効期間が経過した後、余剰のマタニティマーク関連グッズがあるときは、甲は、これを甲の裁量で使用するものとし、広告物については使用しないものとする。

(管轄する裁判所)

第15条 この協定に定める広告掲載に関する訴えの提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(市長への報告等)

第16条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

難波 喬 司

乙

仕 様 書

名 称	マタニティマーク関連グッズ
規格、構成等	(材 質) 妊娠期間中(約1年間)使用可能な耐久性、かつ安全性のあるもの (その他) こども家庭庁が指定したマタニティマークを印刷したマタニティマーク関連グッズであること ※マタニティマークの説明・デザイン・色等の基準の詳細については、こども家庭庁のホームページを参照 https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/maternity-mark
数 量	1種類につき 4,200個
納品期限	令和7年3月17日(月) ※分割納品の場合、数量及び第2回目以降納品日は協議し定める。
納品場所	静岡市役所 子ども未来局 子ども家庭課の他 別途定めた課
配布期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
配布方法	・妊娠届出書提出時に、母子健康手帳と併せて配布 ・その他見本用として、市内医療機関、職員等に配布
広告について	・マタニティストラップはストラップそのものには広告の掲載はできない。 ・広告物には、「広告」である旨を明示するほか、「静岡市が特別に推奨するものではない」などの文言を記載することにより、甲が広告主を応援したり、特定の商品を推奨したりしているといった印象を与えないように配慮するものとする。 ・「このマタニティストラップの作成経費は、広告収入により賄われている」などの文言を記載する。 ・広告物には、乙等の広告主の名称を明示し、広告の内容に関する問合せ先は、乙等の広告主である旨を記載する。

(案)

《マタニティマーク関連グッズ納品場所及び個数》

No.	納品先	住所及び連絡先	個数
1	静岡市 子ども未来局 子ども家庭課	〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 (静岡市役所 清水庁舎 9階) TEL. 054-354-2647	200
2	葵区健康支援課 城東保健福祉センター	〒420-0846 静岡市葵区城東町24-1 (城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟 2階) TEL. 054-249-3180	680
3	葵区健康支援課 東部保健福祉センター	〒420-0803 静岡市葵区千代田七丁目8-15 TEL. 054-261-3311	440
4	葵区健康支援課 北部保健福祉センター	〒420-0871 静岡市葵区昭府二丁目14-1 TEL. 054-271-5131	210
5	葵区健康支援課 藁科保健福祉センター	〒421-1217 静岡市葵区羽鳥本町5-10 TEL. 054-277-6712	140
6	駿河区健康支援課 南部保健福祉センター	〒422-8006 静岡市駿河区曲金三丁目1-30 TEL. 054-285-8111	750

(案)

7	駿河区健康支援課 長田保健福祉センター	〒421-0133 静岡市駿河区鎌田574-1 TEL. 054-259-5112	330
8	駿河区健康支援課 大里保健福祉センター	〒422-8051 静岡市駿河区中野新田57-5 TEL. 054-288-1111	380
9	清水区健康支援課 清水保健福祉センター	〒424-0053 静岡市清水区渋川二丁目12番1号 TEL. 054-348-7711	1,070